

# 令和4年度 北本市国民健康保険税について

---

北本市健康推進部保険年金課

# ① 国民健康保険税率の見直しについて

## ○ 埼玉県国民健康保険運営方針に基づく保険税の考え方

### ① 赤字解消により、国民健康保険の健全な財政運営を行う

- ・ 当該年度の収支を均衡させる

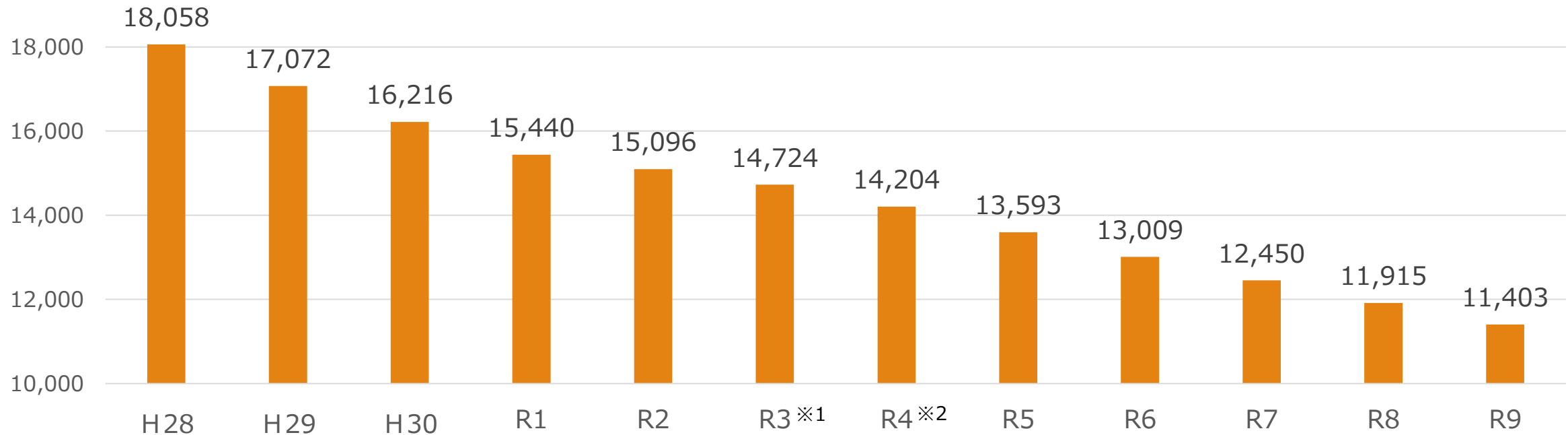
### ② 県内において、同じ世帯構成、同じ所得であれば、同じ保険税となることを目指す

- ・ 埼玉県の標準保険税率に近づける
- ・ 埼玉県の標準賦課方式（2方式）への変更

## ○ 北本市の現状

- ・ 基金繰入の発生（令和3年度9月補正時点見込額：9,400万円）
- ・ 県の標準保険税率より低い
- ・ 賦課方式（4方式）

## ②被保険者数推移



※1 令和3年10月月報より  
※2 毎年4.3%減少で見込んでいる。(埼玉県運営方針のR2→R8の平均減少率による。)

- 国民健康保険加入者の高齢化が進み、被保険者数は減少傾向
- 令和4年から令和6年に向けて団塊の世代の後期高齢者医療保険への移行が始まるため、減少が想定される
- 被保険者数の減少は、保険税収入の減少につながる

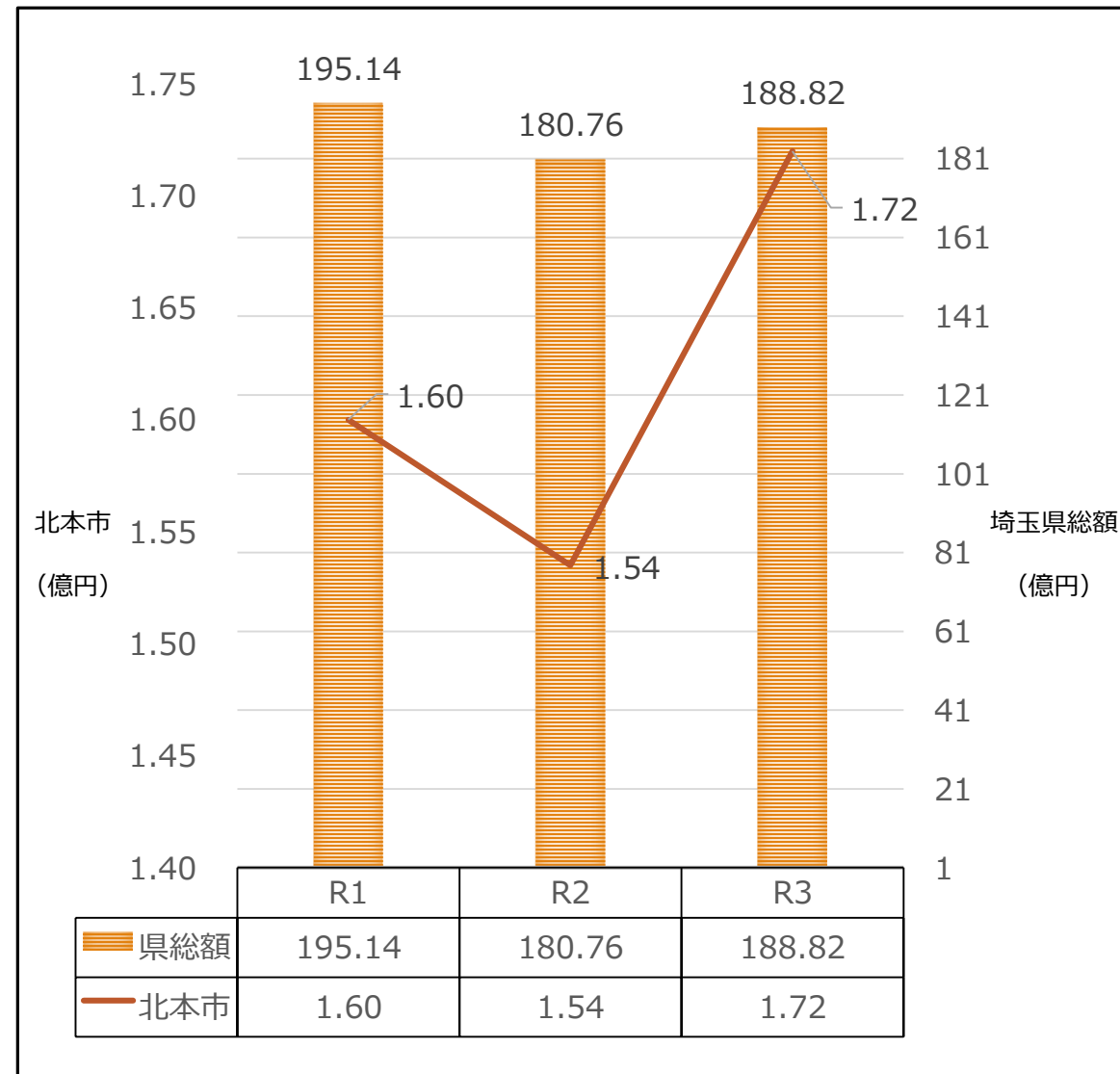
# ③納付金推移

年度	北本市 (円)	前年度比較 (%)	埼玉県 (円)	前年度比較 (%)
R1	1,599,943,451	98.06	195,136,894,826	97.84
R2	1,535,355,838	95.96	180,760,818,070	92.63
R3	1,719,687,949	112.01	188,819,873,994	104.46

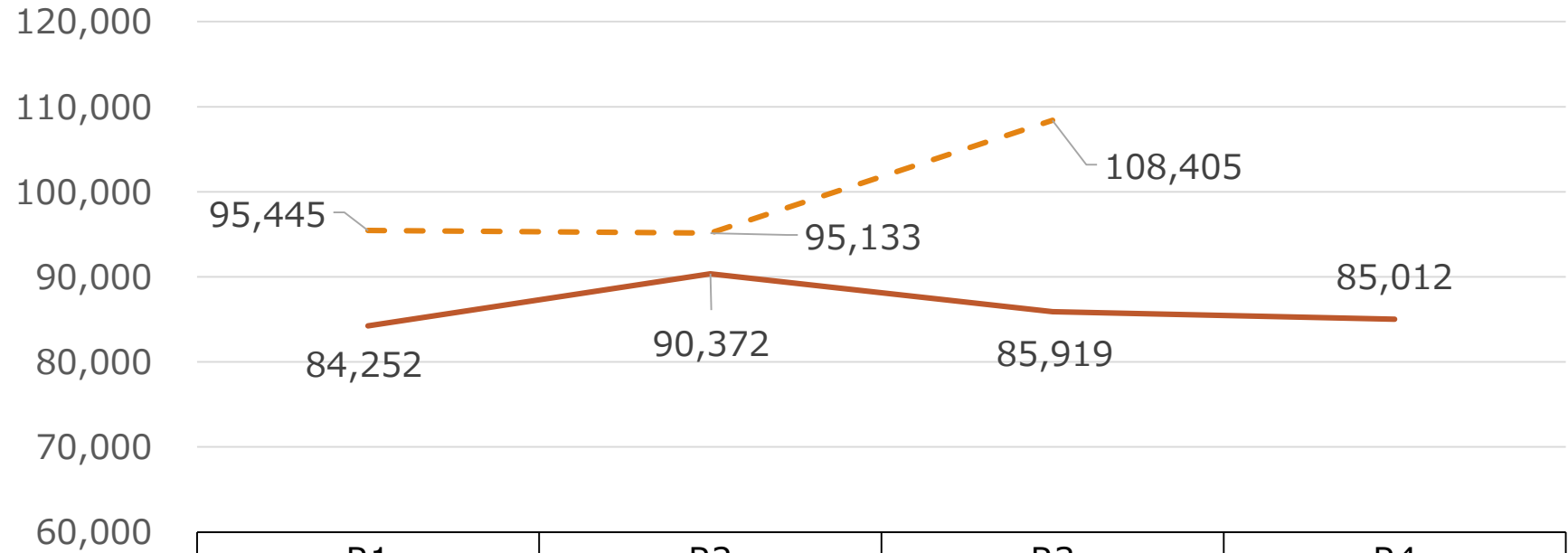
※激変緩和後、退職分込みの金額



納付金については、激変緩和が減らされたことで、令和3年度に上昇した。



# ④ 1人当たりの保険税額推移



	R1	R2	R3	R4
--- 保険税必要額 (県)	95,445	95,133	108,405	※ 2
— 保険税額	84,252	90,372	85,919 ※ 1	85,012 ※ 3

※ 1 令和 3 年度当初賦課時点の現年度保険税額に令和 3 年 6 月末時点の被保数(14,909人)を除いて算出。

※ 2 埼玉県から令和 3 年 1 1 月 2 4 日時点で示されていない。

※ 3 令和 4 年度当初予算現年度課税分より算出 (令和 3 年 1 1 月 2 9 日時点)。

県で示している 1 人当たりの必要保険税額と本市の 1 人当たりの保険税額は、令和 3 年で約 2 万 2,500 円乖離している。

# ⑤埼玉県国民健康保険運営方針

- 平成30年度国民健康保険制度改正に伴い都道府県が新たに財政運営の責任主体となる
- 市町村が共通認識を持って国民健康保険の安定的な運営を図るため、県が作成

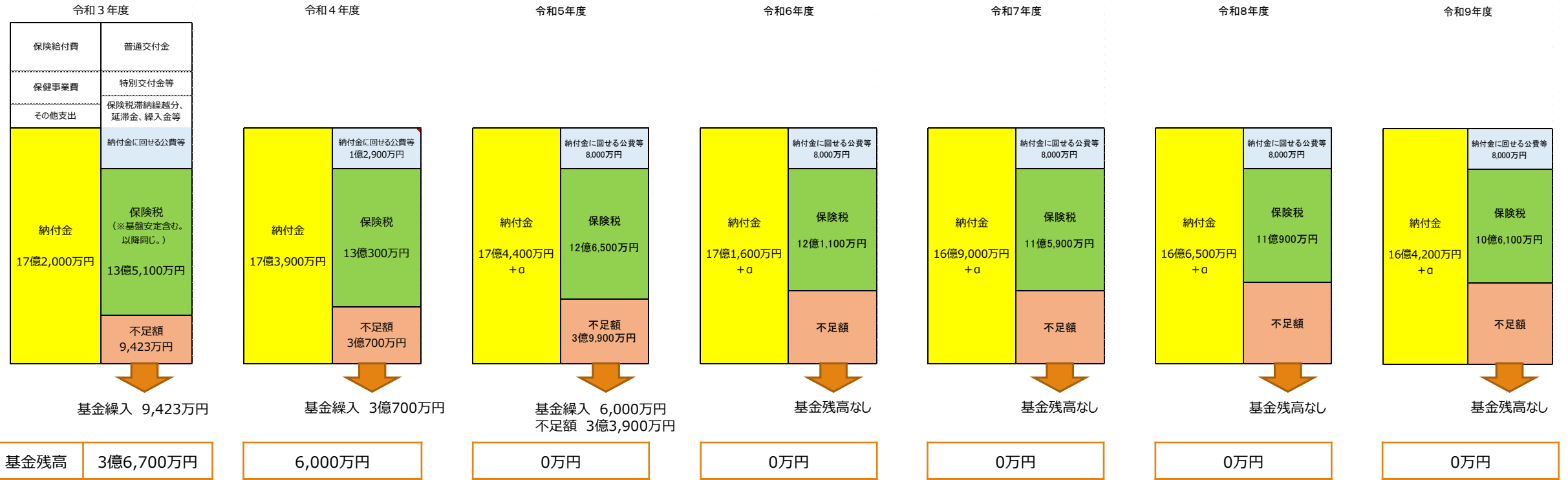
		医療分				支援分		介護分	
		所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
市現行税率		7.50%	15.0%	11,500円	5,000円	3.10%	6,200円	1.90%	12,700円
標準 保険 税率	R4北本市 ※1	9.65%	18.65%	13,853円	4,929円	3.75%	6,800円	2.95%	18,357円
	R4都道府県 ※2	6.64%	0%	40,482円	0円	2.44%	14,434円	2.82%	20,493円
	R4市町村 ※3	6.69%	0%	40,798円	0円	2.42%	14,332円	2.79%	20,220円

※1 各市町の方式（本市は4方式）で納付金を納めるために必要な税率

※2 令和9年までに県内市町村が目指す税率で、毎年県が提示しているもの

※3 本市が2方式にした場合で納付金を納めるために必要な税率

# ⑥北本市国民健康保険事業特別会計将来推計



- ※試算条件
- ・基準となる令和3年度の数値は、令和2年12月末時点での賦課シミュレーション結果より徴収率93%で算出。
  - ・基準となる令和4年度の数値は、令和3年10月末時点での賦課シミュレーション結果より徴収率93%で算出。
  - ・被保険者数は毎年4.3%減少で見込んでいる。(埼玉県運営方針のR2→R8の平均減少率による。)
  - ・令和4年度納付金の数値は、令和4年度の秋の試算額を使用。
  - ・納付金は一人当たりの伸び率を、医療分+1.895%、支援分+2.705%、介護分+9.528%としている。(納付金実績3カ年平均伸び率H30→R4より)
  - ・「納付金に回せる公費等」は補助金、保険税滞納繰越分、延滞金など。
  - ・令和5年度保険税の数値は、令和4年度のコロナ減免(2.47%減収)の回復を見込んだ金額。

# ⑦令和4年度北本市国民健康保険税率について

※1月更正反映、コロナ影響による所得補正97.53%適用

## 改正案A

4方式【所得割】-0.4%【均等割】+18,700円

医療分				支援分		介護分	
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.2%	15.0%	23,100円	5,000円	2.8%	10,800円	2.1%	15,200円

○賦課額

医療分	支援分	介護分	予算額(合計*0.93)	一人当たり保険税
904,585,600円	329,432,040円	107,188,100円	1,247,321,338円	94,425円

○当初予算比国保税収入 +1.24億  
基盤安定負担金 +0.73億



基金繰入 1.09億  
基金残高 2.58億

令和3年度  
一人当たり保険  
税額との差

8,506円

## 改正案B

4方式【所得割】+0.2%【資産割】-7.5%【均等割】+17,300円

医療分				支援分		介護分	
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.5%	7.5%	23,600円	5,000円	3.1%	8,900円	2.1%	15,200円

○賦課額

医療分	支援分	介護分	予算額(合計*0.93)	一人当たり保険税
904,186,800円	330,902,940円	107,188,100円	1,242,318,391円	94,500円

○当初予算比国保税収入 +1.25億  
基盤安定負担金 +0.68億



基金繰入 1.13億  
基金残高 2.54億

令和3年度  
一人当たり保険  
税額との差

8,581円

## 改正案C

2方式【所得割】-0.4%【資産割】-15.0%【均等割】+26,600円  
【平等割】-5,000円

医療分		支援分		介護分	
所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割
7.2%	31,000円	2.8%	10,800円	2.1%	15,200円

○賦課額

医療分	支援分	介護分	予算額(合計*0.93)	一人当たり保険税
897,835,700円	329,432,040円	107,188,100円	1,241,043,931円	93,949円

○当初予算比国保税収入 +1.18億  
基盤安定負担金 +0.89億



基金繰入 1.00億  
基金残高 2.67億

令和3年度  
一人当たり保険  
税額との差

8,030円

市現行税率	医療分				支援分		介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
	7.50%	15.0%	11,500円	5,000円	3.10%	6,200円	1.90%	12,700円



# ⑦令和4年度北本市国民健康保険税について

## 改正案別年税額 (モデルケース別・ 固定資産税なし)

### 改正案A

4方式  
【所得割】-0.4%【均等割】+18,700円

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.2%	15.0%	23,100円	5,000円
支援	2.8%	-	10,800円	-
介護	2.1%	-	15,200円	-
合計	12.1%	15.0%	49,100円	5,000円

### 改正案B

4方式  
【所得割】+0.2%【資産割】-7.5%  
【均等割】+17,300

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.5%	7.5%	23,600円	5,000円
支援	3.1%	-	8,900円	-
介護	2.1%	-	15,200円	-
合計	12.7%	7.5%	47,700円	5,000円

### 改正案C

2方式  
【所得割】所得割-0.4%【資産割】-15.0%  
【均等割】+26,600【平等割】-5,000円

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.2%	0%	31,000円	0円
支援	2.8%	-	10,800円	-
介護	2.1%	-	15,200円	-
合計	12.1%	0%	57,000円	0円



ケース① 1人世帯  
(25.8%・所得0円かつ1人世帯)  
年齢：73歳  
年収：110万円(年金)  
※7割軽減該当世帯

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	8,400円	3,200円	0円	11,600円	11,600円	
現行税額	4,900円	1,800円	0円	6,700円	6,700円	
差額	+3,500円	+1,400円	0円	+4,900円	+4,900円	+613円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	8,500円	2,600円	0円	11,100円	11,100円	
現行税額	4,900円	1,800円	0円	6,700円	6,700円	
差額	+3,600円	+800円	0円	+4,400円	+4,400円	+550円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	9,300円	3,200円	0円	12,500円	12,500円	
現行税額	4,900円	1,800円	0円	6,700円	6,700円	
差額	+4,400円	+1,400円	0円	+5,800円	+5,800円	+725円



ケース② 2人世帯  
(6.4%・所得100万円以下かつ2人世帯)  
年齢：74歳  
年収：200万円(年金)  
年齢：71歳  
年収：80万円(年金)  
※5割軽減該当世帯

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	59,400円	23,900円	0円	83,300円	41,650円	
現行税額	49,200円	20,700円	0円	69,900円	34,950円	
差額	+10,200円	+3,200円	0円	+13,400円	+6,700円	+838円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	61,300円	23,400円	0円	84,700円	42,350円	
現行税額	49,200円	20,700円	0円	69,900円	34,950円	
差額	+12,100円	+2,700円	0円	+14,800円	+7,400円	+925円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	64,800円	23,900円	0円	88,700円	44,350円	
現行税額	49,200円	20,700円	0円	69,900円	34,950円	
差額	+15,600円	+3,200円	0円	+18,800円	+9,400円	+1,175円



ケース③ 1人世帯  
(10.7%・所得100万円超200万円以下かつ1人世帯)  
年齢：45歳  
年収：290万円(給与)

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	137,500円	53,300円	47,100円	237,900円	237,900円	
現行税額	130,500円	53,300円	41,500円	225,300円	225,300円	
差額	+7,000円	0円	+5,600円	+12,600円	+12,600円	+1,575円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	142,600円	56,000円	47,100円	245,700円	245,700円	
現行税額	130,500円	53,300円	41,500円	225,300円	225,300円	
差額	+12,100円	+2,700円	+5,600円	+20,400円	+20,400円	+2,550円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	140,400円	53,300円	47,100円	240,800円	240,800円	
現行税額	130,500円	53,300円	41,500円	225,300円	225,300円	
差額	+9,900円	0円	+5,600円	+15,500円	+15,500円	+1,938円



ケース④ 3人世帯  
(0.8%・所得300万円超400万円以下かつ3人世帯)  
年齢：50歳  
年収：500万円(給与)  
年齢：41歳  
年収：80万円(給与)  
年齢：15歳  
年収：なし

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	299,600円	120,000円	96,100円	515,700円	171,900円	
現行税額	274,200円	115,600円	84,800円	474,600円	158,200円	
差額	+25,400円	+4,400円	+11,300円	+41,100円	+13,700円	+1,713円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	310,500円	123,700円	96,100円	530,300円	176,767円	
現行税額	274,200円	115,600円	84,800円	474,600円	158,200円	
差額	+36,300円	+8,100円	+11,300円	+55,700円	+18,567円	+2,321円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	318,300円	120,000円	96,100円	534,400円	178,133円	
現行税額	274,200円	115,600円	84,800円	474,600円	158,200円	
差額	+44,100円	+4,400円	+11,300円	+59,800円	+19,933円	+2,492円

# ⑦令和4年度北本市国民健康保険税について

## 改正案 A

4方式  
【所得割】-0.4%【均等割】+18,700円

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.2%	15.0%	23,100円	5,000円
支援	2.8%	—	10,800円	—
介護	2.1%	—	15,200円	—
合計	12.1%	15.0%	49,100円	5,000円

## 改正案 B

4方式  
【所得割】+0.2%【資産割】-7.5%  
【均等割】+17,300

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.5%	7.5%	23,600円	5,000円
支援	3.1%	—	8,900円	—
介護	2.1%	—	15,200円	—
合計	12.7%	7.5%	47,700円	5,000円

## 改正案 C

2方式  
【所得割】所得割-0.4%【資産割】-15.0%  
【均等割】+26,600【平等割】-5,000円

	所得割	資産割	均等割	平等割
医療	7.2%	0%	31,000円	0円
支援	2.8%	—	10,800円	—
介護	2.1%	—	15,200円	—
合計	12.1%	0%	57,000円	0円

## 改正案別年税額 (モデルケース別・ 固定資産税あり)



**ケース①1人世帯**  
(25.8%・所得0円かつ1人世帯)  
年齢：73歳  
年収：110万円(年金)  
固定資産税：8万  
※7割軽減該当世帯

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	20,400円	3,200円	0円	23,600円	23,600円	
現行税額	16,900円	1,800円	0円	18,700円	18,700円	
差額	+3,500円	+1,400円	0円	+4,900円	+4,900円	
						+613円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	14,500円	2,600円	0円	17,100円	17,100円	
現行税額	16,900円	1,800円	0円	18,700円	18,700円	
差額	-2,400円	+800円	0円	-1,600円	-1,600円	
						-200円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	9,300円	3,200円	0円	12,500円	12,500円	
現行税額	16,900円	1,800円	0円	18,700円	18,700円	
差額	-7,600円	+1,400円	0円	-6,200円	-6,200円	
						-775円



**ケース②2人世帯**  
(6.4%・所得100万円以下かつ2人世帯)  
年齢：74歳  
年収：200万円(年金)  
固定資産税：8万円  
年齢：71歳  
年収：80万円(年金)  
※5割軽減該当世帯

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	71,400円	23,900円	0円	95,300円	47,650円	
現行税額	61,200円	20,700円	0円	81,900円	40,950円	
差額	+10,200円	+3,200円	0円	+13,400円	+6,700円	
						+838円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	67,300円	23,400円	0円	90,700円	45,350円	
現行税額	61,200円	20,700円	0円	81,900円	40,950円	
差額	+6,100円	+2,700円	0円	+8,800円	+4,400円	
						+550円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	64,800円	23,900円	0円	88,700円	44,350円	
現行税額	61,200円	20,700円	0円	81,900円	40,950円	
差額	+3,600円	+3,200円	0円	+6,800円	+3,400円	
						+425円



**ケース③1人世帯**  
(10.7%・所得100万円超200万円以下かつ1人世帯)  
年齢：45歳  
年収：290万円(給与)  
固定資産税：8万

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	149,500円	53,300円	47,100円	249,900円	249,900円	
現行税額	142,500円	53,300円	41,500円	237,300円	237,300円	
差額	+7,000円	0円	+5,600円	+12,600円	+12,600円	
						+1,575円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	148,600円	56,000円	47,100円	251,700円	251,700円	
現行税額	142,500円	53,300円	41,500円	237,300円	237,300円	
差額	+6,100円	+2,700円	+5,600円	+14,400円	+14,400円	
						+1,800円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	140,400円	53,300円	47,100円	240,800円	240,800円	
現行税額	142,500円	53,300円	41,500円	237,300円	237,300円	
差額	-2,100円	0円	+5,600円	+3,500円	+3,500円	
						+438円



**ケース④3人世帯**  
(0.8%・所得300万円超400万円以下かつ3人世帯)  
年齢：50歳  
年収：500万円(給与)  
固定資産税：8万円  
年齢：41歳  
年収：80万円(給与)  
年齢：8歳  
年収：なし

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	311,600円	120,000円	96,100円	527,700円	175,900円	
現行税額	286,200円	115,600円	84,800円	486,600円	162,200円	
差額	+25,400円	+4,400円	+11,300円	+41,100円	+13,700円	
						+1,713円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	316,500円	123,700円	96,100円	536,300円	178,767円	
現行税額	286,200円	115,600円	84,800円	486,600円	162,200円	
差額	+30,300円	+8,100円	+11,300円	+49,700円	+16,567円	
						+2,071円

	医療分	支援分	介護分	合計	一人当たり合計	1期当たり増減額(一人当たり)
新税額	318,300円	120,000円	96,100円	534,400円	178,133円	
現行税額	286,200円	115,600円	84,800円	486,600円	162,200円	
差額	+32,100円	+4,400円	+11,300円	+47,800円	+15,933円	
						+1,992円

## ⑧ 税負担緩和のための取組～税率の見直しと併せて～

### (1) 未就学児の均等割保険税の軽減措置の導入

#### 現状及び見直しの趣旨

- 国民健康保険制度の保険税は、応益（均等割・平等割）と応能（所得割・資産割）に応じて設定されている。その上で、低所得世帯に対しては、応益保険税の軽減措置（7・5・2割軽減）が講じられている。
- 子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険税を軽減する。

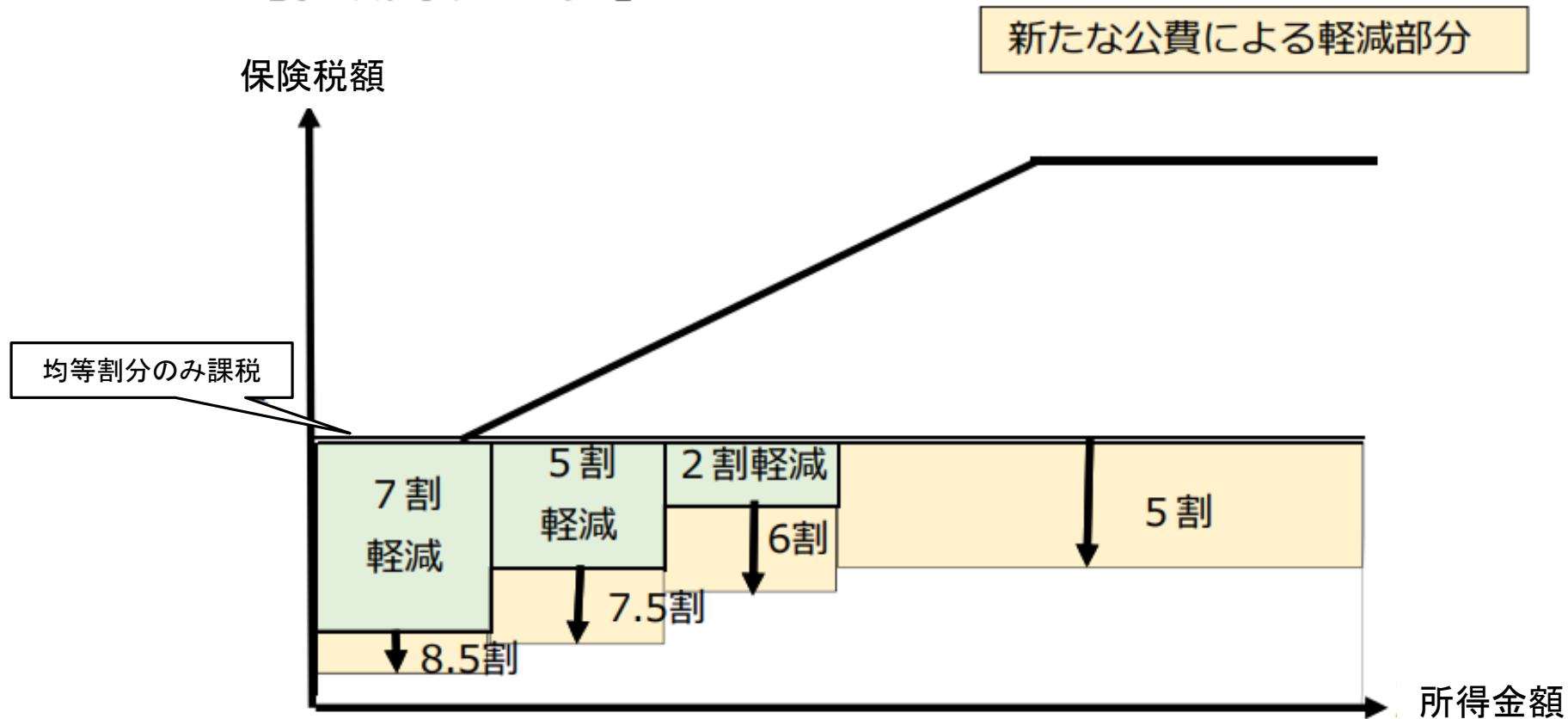
#### 軽減措置スキーム

- 対象者は、全世帯の未就学児とする。
- 当該未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減する。  
※ 例えば、7割軽減対象の未就学児の場合、残りの3割の半分を減額することから8.5割軽減となる。
- 国・地方の負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
- 国民健康保険法施行令の施行時期：令和4年4月

# ⑧ 税負担緩和のための取組～税率の見直しと併せて～

## (1) 未就学児の均等割保険税の軽減措置の導入

### 【軽減イメージ】



## ⑧税負担緩和のための取組～税率の見直しと併せて～

### (2) 低所得者軽減の適用徹底

- 所得水準を下回る所得の世帯について、被保険者均等割額の7割、5割または2割を軽減する。
- 未申告世帯には軽減適用しないため、該当世帯へ申告を促す個別通知を送付し、軽減適用の徹底を図る。

# ⑨ 税率改正以外の赤字解消へ向けた取組

## (1) 収納率向上へ向けた取組

### 国保加入時の口座振替申込キャンペーンの実施

○国民健康保険加入時において、新規加入者を対象として、保険税の口座振替のキャンペーンを実施する

○キャンペーン期間中に国保加入と同時に口座振替をお申込みいただくと、「市指定のごみ袋」をプレゼント



# 【参考 1】保険税水準の統一について

## ○埼玉県国民健康保険運営方針

埼玉県では、平成30年度からの国民健康保険制度において、県と市町村が共同運営する際の統一的な指針となる「埼玉県国民健康保険運営方針」を策定し、市町村とともに国民健康保険の安定的な運営を図ってきました。

平成30年度から令和2年度までを対象期間としていた第1期運営方針の後を受けて、令和2年12月に「第2期埼玉県国民健康保険運営方針」（対象期間：令和3年度～令和5年度）を策定しました。この中で、保険税水準の統一に対する考え方、定義及び進め方について規定されました。

# 【参考 1】保険税水準の統一について

## ○保険税水準の統一

### 考え方

保険税水準の統一により被保険者の負担が大きく変動する場合があります。  
また、保険税水準統一の前提として、負担と公益の公平性の観点から県内全ての市町村が同等の被保険者サービスや医療費適正化対策に取り組む必要があるなどの課題があります。



**直ちに保険税水準を統一することはせず、段階を踏んで課題解決に取り組んでいく**



# 【参考 1】保険税水準の統一について

## ○保険税水準の統一

### 定義

原則として、同じ世帯構成・所得であれば同じ保険税となることとします。  
ただし、該当市町村がわずかである直営診療施設運営費など、統一の対象とするとかえって公平性が確保できなくなるものについては、統一の対象外（例外）として取り扱っていますが、埼玉県においてはこれを「完全統一」として定義しています。

### 統一の進め方

埼玉県の医療費水準（平成27年度～29年度平均）の格差は全国で4番目に小さい一方、法定外繰入金や収納率の格差は大きくなっていることなどから、保険税水準の統一は以下のとおり3段階に分けて進めていくこととします。

	R3～R5	R6	R7	R8	R9	...	RXX
保険税水準の統一	赤字の解消	納付金ベースの統一			準統一		完全統一

# 【参考 1】保険税水準の統一について

## ○保険税水準の統一

### ① 納付金ベースの統一

激変緩和措置が終了となる令和 6 年度から、納付金の算定過程において医療費水準を反映しないほか、都道府県向けの公費を市町村単位ではなく、県単位で計算することとし、市町村ごとの納付金額を算定するうえでは統一基準によることを目指します。

また、埼玉県ではこれを納付金ベースの統一と位置付けます。

### ② 準統一

令和 9 年度から収納率格差以外の項目を統一することができるよう、引き続き課題解決に取り組んでいきます。  
また、埼玉県ではこれを準統一と位置付けます。

### ③ 完全統一

平成 3 0 年度決算において、収納率格差が最大で約 1 2 ポイントあることから、収納率格差が一定程度まで縮小された時点で収納率格差を反映しない完全統一を実現します。

# 【参考2】税率の推移

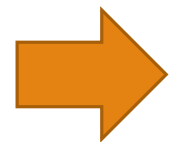
改正 年度	医療分					後期高齢者支援分			介護分		
	所得割	資産割	均等割	平等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
H10年度	7.0%	32.0%	8,000	9,500	500,000	—	—	—	—	—	—
H12年度	7.0%	32.0%	8,000	9,500	500,000	—	—	—	0.73%	8,000	70,000
H14年度	7.5%	30.6%	10,000	12,000	520,000	—	—	—	0.73%	8,000	70,000
H17年度	8.0%	30.5%	13,000	15,000	530,000	—	—	—	1.0%	8,000	80,000
H20年度	6.2%	30.5%	8,000	15,000	470,000	1.8%	5,000	120,000	1.0%	8,000	90,000
H23年度	6.2%	30.5%	8,000	15,000	500,000	1.8%	5,000	130,000	1.0%	8,000	100,000
H27年度	6.2%	30.5%	8,000	15,000	510,000	1.8%	5,000	140,000	1.0%	8,000	120,000
H29年度	6.2%	30.5%	8,000	15,000	520,000	1.8%	5,000	170,000	1.0%	8,000	160,000
H30年度	6.5%	29.0%	7,000	10,000	540,000	2.7%	6,000	190,000	1.7%	13,000	190,000
R2年度	7.5%	15.0%	11,500	5,000	610,000	3.1%	6,200	190,000	1.9%	12,700	160,000
R3年度	7.5%	15.0%	11,500	5,000	630,000	3.1%	6,200	190,000	1.9%	12,700	170,000

➡ 直近の税率改正は令和2年度。令和3年度は賦課限度額を改正。

# 【参考3】他市町村と本市の状況

## 近隣市との比較（R3）

	医療分				支援分		介護分	
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
<b>北本市</b>	<b>7.50%</b>	<b>15.0%</b>	<b>11,500円</b>	<b>5,000円</b>	<b>3.10%</b>	<b>6,200円</b>	<b>1.90%</b>	<b>12,700円</b>
上尾市	6.80%	0%	27,000円	0円	1.90%	10,000円	1.50%	12,000円
鴻巣市	7.00%	0%	16,000円	0円	2.30%	13,000円	1.70%	14,000円
桶川市	7.30%	0%	24,000円	0円	2.00%	9,000円	1.50%	10,800円
標準保険税率	6.43%	0%	37,814円	0円	2.46%	14,130円	2.67%	19,503円



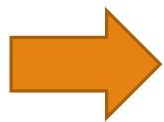
近隣市は全て2方式を採用。所得割については、本市と比較して、低い水準であるが、その分均等割額を高くし、所得が高い世帯に対する負担を軽減している。

※上尾市、鴻巣市は令和4年度税率改正を検討中（各市ホームページより）。

# 【参考4】所得段階別世帯数及び被保険者数

総所得額（世帯合計）	世帯数	構成比率	被保険者数	構成比率
0円（未申告者も含む）	2,977	30.0%	6,681人	43.8%
1円～100万円以下	2,452	24.7%	3,820人	25.1%
100万円超～200万円以下	2,365	23.8%	2,834人	18.6%
200万円超～300万円以下	1,136	11.4%	1,092人	7.2%
300万円超～400万円以下	473	4.8%	376人	2.5%
400万円超～500万円以下	218	2.2%	187人	1.2%
500万円超～	312	3.1%	245人	1.6%
合計	9,933	100%	15,235人	100%

※R3本算定時点



世帯の所得額が100万円以下の世帯が全体の約55%、被保数で約69%に及ぶ